

## 平成29年第1回北海道議会定例会予算特別委員会（保健福祉部所管）開催状況

開催年月日 平成29年3月15日(水)  
 質問者 日本共産 佐野 弘美 委員  
 答弁者 少子高齢化対策監 田中 宏之  
           子ども未来推進局長 佐藤 和彦  
           子ども子育て支援課長 永沼 郷紀

質問内容	答弁内容
<b>一 産後鬱と産後ケアについて</b> <b>(一) 産後鬱の発症状況について</b> <p>産後は幸せいっぱいに見えますが、身体的なダメージやホルモンバランスの変化で情緒不安定になりやすく、24時間にわたる新生児のケアが始まり、これまでの価値観や生活が一変する危機的状況もあります。自分の出産で初めて新生児に触れるお母さんや様々な事情で家族の支援を十分に受けられないお母さんも多くいます。</p> <p>産後鬱で自殺した方を承知していますが、昨年の決算特別委員会で、私ども日本共産党道議団真下委員が質問したように、誰もがなる病気であり、重症化で、自殺やネグレクトなどの児童虐待にも繋がる重大な疾患であります。</p> <p>まず、道内の産後鬱の発症状況について伺います。</p>	<p><b>【子ども子育て支援課長】</b>      産後うつの発症状況についてでございますが、産後うつと診断された産婦に関する統計はございませんが、平成27年度に厚生労働省が質問票を活用して実施した母子保健のスクリーニング調査では、産後1か月までの産婦の精神状態等を把握した道内105市町村、2万3,963人のうち、産後うつの疑いがあると判断された方は、1,931人で全体の8.1%となっております。</p>
<b>(二) 厚生労働省の新規事業について</b> <p>産婦の1割近くがなるというのは、大変な数字だと思います。NPO法人マドレボニータが1,071人の母親に尋ねた調査では約8割が「鬱だった」、「鬱の一歩手前だった」と回答しており、ほとんどのお母さんが何らかの支援を必要としていることがわかります。</p> <p>こうした中、新年度から厚生労働省が産後の健康診査に要する費用の助成を行う予定であると承知していますが、その内容と道の受け止めを伺います。</p>	<p><b>【子ども子育て支援課長】</b>      産後の健康診査への助成についてでございますが、厚生労働省では、新年度予算案に新規で盛り込んでいる産婦健康診査事業におきまして、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦を対象に2回分の健康診査費用を助成することとしております。</p> <p>道といたしましては、これにより、産後の初期段階における母子への支援が強化され、既に公費負担が行われている妊婦健診や乳幼児健診と合わせて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制が充実されるものと考えております。</p>
<b>(三) 産後健診への交通費の助成について</b> <p>産後1カ月以内は、心身共に大変な状況であり産婦の健康診査を通して支援に繋がるというのは良いことだと思いますが、医療機関が遠い等で受診が困難な場合もあると考えます。</p> <p>道では、今年度から妊産婦の安心出産支援事業を実施し、産科医療機関までの距離が遠い市町村に住む妊産婦を対象に、健康診査等にかかる交通費への支援を行っており、産後概ね1カ月までの健康診査に要する費用を支援する市町村に対し助成していると承知していますが、道内の実施状況について及び未実施市町村がある場合は、どのように対応していく考えか伺います。</p>	<p><b>【子ども子育て支援課長】</b>      道内の実施状況についてでございますが、本年度から新たに実施した「妊産婦安心出産支援事業」において、妊産婦の健康診査にかかる交通費助成の対象としているのは99市町村であり、そのうち66市町村において、支援が行われているところでございます。</p> <p>道といたしましては、未実施の市町村に対し、今後とも様々な機会を活用して、事業の実施を働きかけ、この事業の対象としているできるだけ多くの市町村での実施を目指してまいり考えでございます。</p>
<b>(四) 産後の母親へのケアについて</b> <p>せっかくある事業が活用されないのは大変もったいないことでありますので、対象となる妊産婦さん全てに支援が行き届くよう働きかけをお願いしたいと思います。</p> <p>また、産後まもなく2回の健診の助成とのことです、その時期の外出は母子ともに負担が大きいこ</p>	<p><b>【子ども未来推進局長】</b>      産後の母親へのケアについてでございますが、出産後の女性に対する心身のケアや育児相談などの支援を行う産後ケアの取組は、子育て支援や虐待予防対策を推進する上からも大変重要と考えております。</p> <p>このため、道では市町村に対し、これまで保健師</p>

質問内容	答弁内容
<p>とも考えられますので、近くで受診できるようにするとか、未受診の方へのフォローのあり方等は、市町村への働きかけとともに、広域連携を担う道の役割も重要と考えますので、是非、検討していただきたいと思います。</p> <p>産後鬱や虐待を防ぐだけではなく、母体の回復や母子の愛着形成を助け、社会復帰につなげる意味でも健診だけではなく、宿泊や日帰り、相談・ケアなど産後ケアへのニーズは高いと考えますが、道の認識とこれまでの取組について伺います。</p>	<p>などが妊産婦の相談に応じる産前・産後サポート事業や産後に心身の不調等がある方に対し宿泊による休養の機会などを提供する産後ケア事業の実施を働きかけてきたところでありまして、新年度におきましては、乳児家庭全戸訪問事業や各種子育て支援施策を妊娠期から子育て期まで切れ目なく提供しワンストップで支援を行う子育て世代包括支援センターについて、国の新たな補助制度を周知しながら、設置を促進することとしているところでございます。</p>
<p><b>(五) 市町村の取組への支援について</b></p> <p>産後ケアの取組は重要とお答えをいただきました。韓国では、産後ケアが一般的となっており、日本のタレントが韓国で出産して大きな話題になりました。</p> <p>山梨県においては、県が市町村と連携して事業を実施しているほか、東京都では世田谷区や江東区、中野区など、道内では札幌市、函館市、小樽市、北斗市、釧路町が実施していますが、あまり進んでいません。</p> <p>国が市町村に補助し実施する事業ではあります が、道として、市町村が取り組むよう支援する必要 があると考えます。いかがかでしょうか。</p>	<p><b>【少子高齢化対策監】</b></p> <p>市町村への支援についてであります が、産後ケア事業は、平成27年度から始まつた子ども・子育て支援新制度に位置付けられました市町村が実施主体となる事業でございます。</p> <p>この事業には、病院や診療所、助産所の空きベッドの活用等により宿泊による休養の機会を提供する宿泊型、施設において来所により集団支援等を行うデイサービス型、利用者の自宅で支援を行うアットリーチ型といった類型がございまして、道内においては、現在、5市町村で実施されているところでございます。</p> <p>道といたしましては、制度開始から2年が経過いたしましたことから、今後、市町村に対し、産後ケア事業の各類型について、実施に当たっての課題等に 関する調査を速やかに行うこととしておりまして、 その結果を踏まえ、市町村において、地域の実情に 応じた取組が進むよう必要な支援について検討して まいる考えであります。</p>
<p>山梨県の後藤知事は、人口減少を食い止めるため に子育て環境の整備は重要と、産後ケアに重点的に 取り組んでいます。山梨県の公表しているアンケート 結果では86.4%のお母さんが、宿泊や日帰り、 訪問など、産後の支援を希望しています。</p> <p>半数以上が、自分の子どもが産まれる前に、赤ちゃんの お世話をしたことがなく、産後の入院期間が、 20年前と比べて短くなり、6割近くが5日以内に 退院している上に、核家族や様々な状況で退院後も 十分な支援を受けられないお母さんが増えています。</p> <p>是非、速やかに調査をしていただいて、必要な支 援につなげていただくよう求めて、次の質問に移ります。</p>	

開催年月日 平成29年3月15日(水)

質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員

答弁者 福祉局長 長野 幹広

障がい者保健福祉課長 植村 豊

子ども子育て支援課長 永沼 郭紀

質問内容	答弁内容
<b>二 妊産婦安心出産支援事業と腎機能障がい者への支援について</b> <p>(一) 妊産婦安心出産支援事業の制度内容と実績について</p> <p>産科医療機関のない市町村に住む妊産婦が、健康診断や出産準備のために遠方の他の町の産科に通院する時、道は交通費を助成していますが、対象自治体はいくつで実施自治体はいくつか、また、今年度は何人に対し助成する見込みであるかお答えください。</p> <p><b>【指摘】</b> 先ほどの産婦健診と重なる部分もありますが、ここでも対象者全員に支援が行き届くよう、市町村に聞き取り、働きかけをするように指摘します。</p> <p>(二) 妊産婦安心出産支援事業における合併後助成について</p> <p>他の市町村への通院が対象ということですが、市町村合併によって助成の対象からはずれるケースがあり、何とかしてほしいという声が寄せられています。</p> <p>合併自治体で、旧町村の中心部から、合併後の市役所所在地まで25km以上となった自治体は、旧町村単位で16あります。そのうち函館市や石狩市の中心部には、産婦人科の医療機関があるため、助成対象となりません。制度の趣旨に照らせば、同一自治体内でも遠隔の妊産婦が助成対象となるよう、検討すべきと考えますがいかがでしょうか。</p> <p><b>【指摘】</b> 合併によって自治体が広がり、石狩市や北見市など50キロメートル以上の距離があっても支援の対象にならないということは、納得できません。 アンケートの結果も踏まえ、地域のニーズを聞きながら、条件の緩和を検討するよう、強く指摘します。</p>	<p><b>【子ども子育て支援課長】</b> 妊産婦安心出産支援事業についてでございますが、広域な本道においては、分娩可能な医療機関が都市部に偏在している中、居住地以外の市町村へ入通院しなければならない妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境の整備を図るため、本年度から、健診受診時と出産時の交通費や宿泊費の助成事業を実施する市町村に補助することとしたものであり、交通費につきましては、市町村役場と医療機関の主要交通機関利用時の区間距離が25キロメートル以上、宿泊費については、50キロメートル以上となる市町村に居住する妊産婦を対象としているところでございます。</p> <p>交通費助成につきましては、99市町村が対象となっており、このうち本年度、事業を実施するのは66市町村で、2,118の方に助成をする見込みでございます。</p> <p>また、宿泊費助成につきましては、48市町村が対象となっており、本年度、事業を実施するのは、30市町村で、33の方に助成する見込みとなっております。</p> <p><b>【子ども子育て支援課長】</b> 助成の対象についてでございますが、この事業は、市町村を実施主体として、妊産婦が通院する際に、移動に要する時間が30分を経過する頃から不安が増大する傾向があるといったアンケート調査の結果なども参考に、助成対象を同一市町村内に産科医療機関が所在する市町村を除き、医療機関までの距離が25キロメートルを超える市町村としたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後も、事業効果を検証しながら、妊産婦を取り巻く環境の変化も踏まえ、安全、安心に出産できる環境づくりを進めてまいる考えでございます。</p>

質問内容	答弁内容
<p>(三) じん臓機能障害者通院交通費補助制度の激変緩和措置について</p> <p>妊娠婦の助成だけではなく、腎機能障がいの方が透析を受ける時にも同様の助成制度があります。市町村合併後の激変緩和措置について伺います。</p>	<p><b>【障がい者保健福祉課長】</b></p> <p>じん臓機能障害者通院交通費補助制度についてでございますが、この事業は、身体障害者手帳の交付を受けている腎臓機能に障がいのある方が、人工透析治療を受けるための通院交通費に係る経済的負担の軽減を図るものでございまして、地域の医療事情などから、やむを得ず居住地以外の医療機関に通院している透析患者の方に対する補助を行っているものでございます。</p> <p>市町村合併によりそれまで受診していた他の市町村の医療機関が居住している市町村内の医療機関となる場合は、経過措置として、合併が行われた日の属する年度を含めた6年間は補助の対象としているところでございます。</p>
<p>(四) じん臓機能障害者通院交通費補助制度の改善について</p> <p>激変緩和措置の期間が終わったことで助成の対象から外れた人がいたのかを伺います。</p> <p>「同一市町村内でも遠隔地の場合は従来どおり助成してほしい」と制度の拡大を求める声があります。同一自治体内でも距離が遠ければ対象とすべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p><b>【障がい者保健福祉課長】</b></p> <p>補助制度の対象者についてでございますが、道内では、平成16年度から21年度の間に22件の市町村合併が行われ、この合併により補助の対象外となつたケースは、函館市で3人、石狩市で2人となっております。</p> <p>道では、居住市町村に医療機関があつても、透析患者が多く、受診できない場合や継続通院が必要な場合などは、距離に関係なく、居住市町村以外の医療機関への通院交通費の一部を補助の対象とするなど弾力的な取扱いをしており、引き続き、現行制度による腎臓機能に障がいのある方への支援に努めてまいりたいと考えでございます。</p>
<p>再一 (四) じん臓機能障害者通院交通費補助制度の改善について</p> <p>透析による身体的負担や交通手段も限られる中で週3回透析を受けるための通院に要する交通費等の負担は大きいことから、同一自治体内であつても、医療機関までの距離が遠い場合は補助の対象とすべきと考えるところがありますが、いかがか、再度伺います。</p>	<p><b>【障がい者保健福祉課長】</b></p> <p>腎臓機能に障がいのある方への支援についてでございますが、道では、これまで重度心身障がい者医療給付事業による医療費助成制度により、腎臓機能に障がいのある方の療養に伴う経済的負担の軽減を図っているところでございます。</p> <p>道としては、今後とも、こうした取組を進めることにより、腎臓機能に障がいのある方の地域生活支援に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p><b>【指摘】</b></p> <p>合併は本人が望んだことでもなく、実際に困っている方がいらっしゃいます。こういった方の支援を是非もっと前向きに検討していただくように指摘をします。</p>	
<p>(五) 在宅腹膜透析患者への支援について</p> <p>北海道腎臓病患者連絡協議会の方から、在宅で腹膜透析を行っている腎機能障がい者は道内4百数十人いらっしゃるとお聞きしました。透析患者の約6割が所得100万円以下で、サイクラーという機械を毎日、夜間8時間動かし、透析液を加温したり、電気代がかかり、その他にも、1.5メートルのホースなどをごみとして処理する費用などもかかってくるとのことです。地方に住み、通院が困難なために自宅で透析をしている方も少なくないと伺いました。命をつないでいくためにかかる費用であります</p>	<p><b>【福祉局長】</b></p> <p>腹膜透析治療についてでございますが、腹膜透析は、医療機関で行う透析と比較をして、飲み水や食事の制限がほぼ必要がないことや通院も月1回程度で済みますことから、患者の方の自由時間が多く確保でき、生活の質の向上につながる治療法であると考えております。</p> <p>道といたしましては、今後、腹膜透析装置を使用した場合における医療用廃棄物の処理費用などの必要経費について、医療機関等の協力を得ながら、実態を把握してまいりたいと考えております。</p>

質問内容	答弁内容
<p>ことから、通院費助成だけではなく、在宅で腹膜透析をしている方への助成も検討すべきではないでしょうか。いかがかお伺いします。</p> <p><b>【指摘】</b> 実態を把握するとのお答えでした。障がいを抱え、収入が限られながらも、地域で暮らす人たちに寄り添った支援を是非、前進をさせていただきたいと指摘します。</p>	

平成29年第1回北海道議会定例会予算特別委員会（保健福祉部所管）開催状況

開催年月日	平成29年3月15日(水)		
質問者	日本共産党	佐野 弘美	委員
答弁者	保健福祉部長	村木 一行	
	医務薬務担当局長	鈴木 隆浩	
	看護政策担当課長	東 秀明	

質問内容	答弁内容
<p><b>三 看護師の勤務環境改善について</b></p> <p>2012年、KKR札幌医療センターの新卒看護師、杉本綾さんが自死した件で、母親が労災認定を求めて、今裁判を闘っています。電通の新入社員過労死事件等で、社会の関心が高いこともあり、新聞、テレビなどの報道後に、ネットへの書き込みが急増。同じ境遇で苦しんだ看護師や家族から、「私は自殺未遂を繰り返した、人事ではない、やっと表面化した」など、堰を切ったように訴えが寄せられていると、新卒看護師の労災認定裁判を支援する会の方から伺いました。</p> <p>この母親の「二度と娘のような過労自殺を出さない」という思いを受け止め、長時間労働と過労死、過労自殺は労使関係の問題と片付けずに、重大な政治課題として、正面から立ち向かうべきという立場で伺います。</p> <p><b>(一) 看護師の勤務実態把握について</b></p> <p>前回の質問で、看護師の長時間夜勤の問題について、夜勤の有害性や危険性について、指摘をしましたが、道は看護師の勤務実態について何をもって把握しているのか、改めて伺います。</p> <p><b>(二) 厚生労働省の調査について</b></p> <p>私は、看護協会の調査だけでは十分ではないと思います。私たち、日本共産党の倉林明子議員が国会で指摘をして、2015年に初めて厚生労働省が病院の勤務環境に関するアンケートを行いました。看護協会の調査にはない、時間外手当のつかない超過勤務の実態や休日実日数、実際の夜勤時間など、より具体的です。有効看護師票が1250票と少ない上に、その4分の1が管理者であるなど、日本医労連による10万人規模の実態調査と比べると不十分だと言わざるを得ませんが、厚生労働省のアンケート調査の結果と受け止めについてお答えください。</p> <p><b>(三) 道独自の把握について</b></p> <p>不十分さはあるにして、二交代が6割を占め、夜勤の時間が平均16時間を超える過酷な実態が明らかにされております。大臣もこの結果について、「医療分野で働く方が厳しい勤務環境にあることを読み取れる。看護師さんの勤務環境の改善に努めてまいりたい。」と答えています。前回の質問からも北海道の勤務実態が、全国と比べてもより過酷なことが明らかです。私たち、日本共産党道議団の宮川議員の一般質問に対して、知事が「過労死がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現につながるよう、努めてまいる」とお答えになったことからも、道独自の調査は当然と考えます。道独自に把握し、改善に活かす</p>	<p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>看護職員の勤務実態の把握についてでございますが、道では、北海道看護協会が、毎年道と連携して実施しております「北海道における看護職員需給状況調査」や日本看護協会が平成26年に実施した「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの普及に関する実態調査」の結果によりまして、道内における病院等に従事している看護職員の勤務実態を把握しているところでございます。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>厚生労働省の調査結果についてでございますが、平成27年度に、厚労省が、全国の医師、看護師及び事務職員の勤務環境の改善方策を検討する際の基礎資料とするために行ったアンケート調査では、8,490病院のうち6.5%、552病院から回答があり、看護師の勤務環境に関して、交代勤務の状況につきましては、三交代制勤務が37.3%、二交代制勤務が60.1%となっており、二交代制では、1回当たりの平均夜勤時間が16.4時間となっているなど、厳しい勤務環境にあるものと受け止めているところでございます。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>道の独自調査についてでございますが、道では、これまで、北海道看護協会が、毎年道と連携して実施しております「北海道における看護職員需給状況調査」の結果に基づき、道内における看護職員の勤務実態を把握してきているところでございまして、今後とも、看護協会と共に、必要な調査項目の見直しを行いながら、勤務実態の把握に努めてまいります。</p>

質問内容	答弁内容
<p>必要性についての認識を伺います。</p> <p>是非、厚生労働省の調査だけではなく、労働者の実態をつかむためにも、労働組合の調査も参考にしながら必要な調査項目の見直しを進めていただきたいと思います。</p>	
<p><b>(四) 勤務環境の把握について</b></p> <p>本年1月、厚生労働省が「労働時間の適切な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」を発出しました。労働局と連携して、ガイドラインを踏まえて、看護師の労務環境を把握し、改善に取り組むべきと考えますがいかがか伺います。</p> <p>看護師は申し送りの開始などによる前残業や超過勤務、義務づけられた各専門委員会や研修参加、看護研究、更に新人に課せられる学習など、時間外手当のつかない残業が多くあります。そこも含めて把握するよう、強く求めます。</p>	<p><b>【医務業務担当局長】</b></p> <p>看護職員の勤務環境の把握についてございますが、国におきましては、本年1月に、労働者の労働時間を適正に把握するための使用者向けの新たなガイドラインを策定し、この中では、使用者において労働時間を確認し、適正に記録しなければならないことなど、使用者が講すべき措置などが示されたところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、今後、看護協会が実施いたします看護職員需給状況調査に、使用者による労働時間の把握に関する項目などを加えることについて、看護協会と協議を行い、看護職員の労働時間等の勤務環境の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p><b>(五) 今後の取組について</b></p> <p>綾さんのお母さんは、綾さんが亡くなつてから4年3ヶ月経つた今でも、「冬は寂しくなつて涙が出る。街中で娘に似た後ろ姿を見つめると、今でも前に回つて顔を確かめずにはいられない」と話されました。高い志を持って学び、国家資格を取得して懸命に働いた若い命が奪われたこと、そして今もなお、多くの看護師が過労死ラインを超えて働いていることは、道民にとっても大きな損失であり、重大な問題です。医療の質と安全を守るうえでも過労死が出るような状況は無くさなければなりません。今後の看護職員需給見通しについては、国の「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会」の検討結果待ちと承知していますが、この過酷な実態を踏まえて、増員する計画に取り組むべきです。今後、どう取り組むのか伺います。</p> <p>前回の質問で、二交代が広まっているのは、決して看護師自身が望むのではなく、三交代だと人が確保できず、勤務間隔、休日が確保できない理由からだと指摘をしました。現状は夕方4時から翌朝9時まで、あるいはもっと長い時間、夕食休憩の1時間も取れず、仮眠を取ることも出来ずに働き詰めで、看護師にとって、有害なだけではなく、医療の質も安全も脅かされています。ナイチンゲールは、かつて環境整備や保清などの看護によって、その人の持つ自然治癒力を引き出し、回復につながると説きました。人をトータルに見る看護師による口腔ケアや暖かいタオルによる清拭などが身体機能を高めて、快方に向かわせ、また、障害や疾病にみまわれた人に対し、看護の心で寄り添い、働きかけることで治療</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>看護職員の需給見通しについてありますが、国においては、現在、「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン」の検討を行つてはいるところでございまして、その結果を受けて、新たな需給見通しに係る検討が進められ、新年度には、看護職員の勤務環境の改善などについても考慮した需給見通しの推計方法等が都道府県に対し示されることとなっております。</p> <p>道といたしましては、そうした国の動向を踏まえまして、看護協会等の関係団体のご意見を伺いながら、地域の実情に応じた需給見通しを策定し、勤務環境の改善にも配慮した看護職員の確保対策の充実に努めてまいり考えでございます。</p>

質問内容	答弁内容
に向かう力を取り戻すこともできます。死にゆく方の穏やかな看取りにも看護は寄り添います。激務に追われ、看護が本来の力を発揮できないのであれば、それは看護師だけでなく、道民全体の不利益です。看護師が看護の力を発揮し、長く働き続けられるように、引き続き、状況を注視していきたいと思いますので、勤務環境の調査の充実や改善につながる計画策定に取り組まれるよう、求めます。	

平成29年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（保健福祉部所管） 開催状況  
 開催年月日 平成29年3月15日（水）  
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員  
 答弁者 保健福祉部長 村木 一行  
 保険衛生担当局長 阪 正寛  
 食品衛生課長 八木 健太

質問内容	答弁内容
<b>四 温泉施設の硫化水素問題について</b> 次に温泉施設の硫化水素対策について伺います。	
<b>(一) 環境省の調査について</b> 環境省は足寄町の温泉施設で入浴中の男性が硫化水素中毒と見られる症状で重体となった事故を受け、全国の都道府県等に対して硫化水素濃度に関する初めての調査を行い、その結果が公表されました。	
<b>1 調査目的と調査結果について</b> 環境省の調査は、今後の安全対策を講ずる上でも極めて重要だったと思いますが、道はこの調査及び調査結果について、どう受けとめているのか伺います。	<p><b>【食品衛生課長】</b>                  環境省の調査についてであります、環境省では、平成18年に告示した「温泉を利用する場合の硫化水素の管理に関する基準」の見直しに関する検討会を昨年9月に設置し、検討を行っているところであります。</p> <p>今回のアンケート調査は、各都道府県及び保健所設置市を対象に、硫化水素を含有する温泉の現状や行政対応等について把握することとしたものであり、その結果については、1月16日に開催されました第3回検討会において、基準改正案を作成する上での参考資料として活用されたものと承知しております。</p>
<b>2 道内の基準超過施設について</b> 報道等によりますと、国の基準値を超えたのは4道県1市の33浴槽のことありますが、そのうち北海道は何施設何か所だったのか。また、それぞれの施設の濃度数値はどうか。健康への心配があるレベルかどうか、併せて伺います。	<p><b>【食品衛生課長】</b>                  道内の基準値超過施設についてであります、硫化水素濃度が国の基準値を超過しているとして、国のアンケート調査で回答した件数は、現在、道が改善指導を行っている3施設の7浴槽であります。</p> <p>これら3施設の硫化水素濃度の測定値につきましては、国の基準は温泉事業者が硫化水素の自主的な管理を行う上で目安となるものであり、この基準に適合していないことが法違反となるものではないこと、濃度の基準超過が直ちに健康被害につながるものではないこと、公表により風評被害が発生するおそれがあること、さらに、公表について事業者、そして地元の理解が得られなかつたことなどから、道ではこれまで公表してきていないところです。</p>
<b>3 濃度測定値のレベルについて</b> 国の基準を超えていた3県1市26か所の濃度はいずれも20から50ppmの範囲でした。報道によると、環境省は「通常の入浴で健康被害が出るレベルではない」と述べているとのことでした。道の数値もこのレベルと考えてよいのでしょうか。お答えください。	<p><b>【食品衛生課長】</b>                  3施設の濃度測定値の範囲についてであります、道ではこれらの施設の硫化水素濃度の測定値につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、事業者や地元の理解が得られなかつたことなどから、濃度測定値の範囲を含め、公表はしていないところです。</p>
<b>(再) 濃度測定値のレベルについて</b> 道内の3施設7浴槽の硫化水素濃度について、一般的な常識では、それらの事業者が今も営業を続けているということは、健康への心配はないレベルだと考えてもよいということでしょうか。お答えください。	<p><b>【保険衛生担当局長】</b>                  3施設の濃度の健康影響についてでございますが、国の基準は、温泉事業者が硫化水素の自主的な管理を行う上で目安となるものであり、濃度の基準超過が直ちに健康被害につながるものではありません。</p>

質問内容	答弁内容
<p>4 濃度測定値を報告しなかった理由について 基準値を超えるながら国に濃度数値を報告しなかつたのは北海道だけであったことが明らかとなり、全国に波紋を広げています。何故、北海道は濃度を国に報告しなかったのでしょうか。全国人民にわかるように説明をしてください。</p> <p>(再) 濃度測定値を報告しなかった理由について 他の3県は同じアンケートにすべて数値を報告しています。宮城県では、アンケートに数値を答えた理由について何と述べているのでしょうか。その部分をお答えください。</p> <p>(再々) 濃度測定値を報告しなかった理由について 宮城県は国が施設を特定されないようにすると述べたことを信じてアンケートに数値を答えたということがわかりました。それなのに、北海道だけが数値を報告しなかったのは何故でしょうか。国の説明を信じられなかったということなのでしょうか。お答えください。</p> <p>(再々々) 濃度測定値を報告しなかった理由について 道はこれまで「国に濃度を公表されると風評被害が出る恐れがある」として、濃度を公表してこなかったと述べてきたのですが、そもそもそのことが本当に風評被害となるのでしょうか。当事者の温泉協会の団体にきちんと相談して合意を得てこなかったのではないかですか。お答えください。</p> <p>(二) 「風評被害」について 環境省に報告しなかった理由について、道は事業者等の理解が得られなかつたことや、公表された場合の風評被害を懸念しているためと説明しています。そこで伺います。</p> <p>1 風評被害について 「どこかに基準を超える施設がある」しかも「公表できないほど濃度が高いらしい…」などと、道が非公表にしたことにより、逆に道民も観光客も疑心暗鬼となり、安心して道内の温泉を利用できなくなる可能性が高まるのではないかでしょうか。その結果、ルールを守る多くの真面目な事業者が客の減少</p>	<p>当該施設においては、現在、事業者が浴室内の換気の徹底や入浴に当たっての注意喚起などにより、入浴者等の健康被害が発生することのない入浴環境となるよう管理しており、道としてもその状況を確認しているところであります。</p> <p>【食品衛生課長】 国への報告内容についてでありますと、道では、硫化水素濃度の測定値を含め、基準を超過した3施設の個別の内容につきましては、公表していないところであり、今回、国のアンケート調査に回答するに当たりまして、調査を実施した公益財団法人中央温泉研究所に確認しましたところ、回答の範囲は各自治体の判断で構わない、とのことありましたことから、濃度を報告しなかったものであります。</p> <p>【食品衛生課長】 宮城県の回答理由についてでありますと、同県に確認しましたところ、「国のアンケート依頼文に施設が特定されない形でデータを使用するとあったことから、濃度測定値を含めて回答した」と聞いております。</p> <p>【保険衛生担当局長】 濃度の公表についてでありますと、道では、3施設の硫化水素濃度の測定値については、国の基準に適合していないことが法違反となるものではないことなどから、当該施設に対する影響を考慮し、事業者の理解が得られれば公表することとしていたところであります。しかしながら、結果的に事業者や地元の理解が得られなかつたことなどもあり、これまで一貫して公表してきておりません。 なお、国へのアンケート調査の回答の範囲は、道の判断で構わないことを確認の上、報告したものであります。</p> <p>【保険衛生担当局長】 濃度の公表についてでございますが、先ほどもお答えしましたが、道では、3施設の硫化水素濃度の測定値については、国の基準に適合していないことが法違反となるものではないことなど、また、事業者の理解が得られれば公表することとしていたところでありますが、事業者や地元の理解が得られなかつたことなどから、これまで一貫して公表してきておりません。</p>

質問内容	答弁内容
で被害を受けたとすれば、道の責任は極めて重いと思うのですがいかがか、お答え下さい。	<p>気の徹底、入浴に当たっての注意喚起に努めており、現在、専門家の協力を得ながら、早急かつ具体的な改善に向けて鋭意に進めているところであります。</p> <p>なお、道としても、昨年末に温泉監視指導要領を改正し、温泉利用施設に対する監視頻度につきまして、2年に1回立入検査を行うことを基本とし、硫化水素濃度が国の基準を超過した施設にあっては、1年に2回以上の立入検査を行うことといたしております。</p>
(再) 風評被害について	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>風評被害に関してでありますが、温泉施設等を会員とする関係3団体及び庁内の関係部に、これまで硫化水素の関係で利用客の減少等の風評被害の発生に関する情報は寄せられていないということを確認しているところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、基準超過施設の早急な改善に向けた支援や関係団体と連携した取組を通じまして、道内全体の温泉施設の信頼性と安全性の確保に努めてまいります。</p>
道が実態を隠したことによって、ルールを守って営業している多くの真面目な事業者が、逆に「風評被害」で入り込み客数などの減少等、悪影響を受けるなどはあってはならないことです。どんな実態があるのか、道は早急に調査すべきではありませんか。	
2 安全性へのアピールについて	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>安全性確保に関する取組についてでありますが、道では、昨年末に監視指導の体制を強化する温泉監視指導要領の改正を行うとともに、事業者の自主的な取組を推進するため、昨年10月に関係団体に対しまして、温泉事業者自らが硫化水素濃度を測定して安全性を確認することや、その測定結果などを入浴者の方々に周知することなどについて文書により要請をしたところでございまして、関係団体とも連携した取組を通じて、道内全体の温泉施設の安全性の確保に努めてまいる考えであります。</p> <p>また、基準超過施設への支援についてでございますが、改善が必要な3つの施設に対しましては、保健所が立入調査を行い、事業者に浴室の換気の徹底や設備構造の改善などについて指導をしてきたところでございまして、現在、専門家の協力を得ながら、温泉水を空気にさらして硫化水素を取り除く装置などの導入に向け、実証試験を行うなど、早急かつ具体的な改善がなされるよう鋭意進めているところでございます。</p>
第一に、安全な温泉施設は○適マークのような目立つ証明を発行し宣伝する。福島県では震災後のフクシマ米への放射能汚染の風評被害に対し、「全袋検査」でくり返し安全を宣伝してそれを乗り越えたのに学ぶべきです。	
第二は、現在基準を超えたまま営業を続けている2施設の安全対策を早急に行い、1日も早く国の安全基準内に改善すること。そのために、道は物心両面からの支援を急ぐべきです。以上2点について、どう考えるのか伺います。	
(三) 今後の対応について	
環境省は、先日、都道府県の責務を明確にするなどの新たな基準案を明らかにしました。これにより、これまでのよう 「道に責任はない」などの言い逃れはできづらくなることは必至です。	
1 国の新たな基準案について	<p><b>【保健衛生担当局長】</b></p> <p>新たな国基準案についてでありますが、この基準案は温泉事業者の遵守すべきものとされ、今回、都道府県等の役割として「適正な温泉利用が行われるよう、必要に応じて行政指導や行政処分を行うことが望ましい」旨が盛り込まれたほか、濃度基準に対する設備構造要件として、常時開放できる換気孔等の設置や浴室の硫化水素濃度の測定場所などに</p>

質問内容	答弁内容
<p>2 濃度の公表について</p> <p>環境省はこれまでの安全対策が不十分だったとして、測定方法の基準を示した指針を新たに作る方針といわれています。道は新基準案の成立に待つことなく、自ら温泉施設を監督する立場から自主的に濃度を公表すべきと考えますがいかがか伺います。</p>	<p>について新たに規定されましたが、現段階では、基準の設定に関する考え方が示されておりません。</p> <p>このため、道では、昨年12月に国に対し、国の基準の見直しに当たっては、温泉法における基準の位置づけを明確にし、実効性のあるものとすることや、地域の実情を十分把握し、科学的な根拠に基づいた基準とすることなどについて提案したところがありますが、今後、国が予定しているパブリックコメントや全国の温泉行政担当者向けの会議を通じて、必要に応じて道の意見を申し入れてまいります。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>温泉施設における硫化水素濃度の公表についてであります。今回の新基準案におきましては、都道府県等の役割としての行政指導や行政処分の考え方や全国一律の硫化水素の測定方法が新たに規定される予定であることなどを踏まえ、道といたしましては、国の基準改正後に予定している全道一斉点検を実施する中で、その結果について、硫化水素濃度の状況を含めた概要を公表することとしておりまして、引き続き、関係団体と連携をしながら、硫化水素対策を的確に進め、道内の貴重な観光資源である温泉の信頼性と温泉施設の安全と衛生の確保に万全を期してまいります。</p>
<p>硫化水素対策を確実に行い基準を守っているのに、名前やイメージなどで客が半減するなどの風評被害は深刻だと聞いています。観光立国を目指すというなら、データを公表した上で責任を持って対策に取り組むべきです。ご答弁では到底納得できませんので、知事に直接伺いたいと思います。委員長にはお取りはかりをお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。</p>	